

軽自動車税の減免対象者の範囲を拡大しました

平成30年度から軽自動車税の減免における身体障がい者の級別を一部改正しました。(下表参照、下線部を改正)

※減免申請は毎年必要で、申請期限は5月24日(木)です。

| 障害の区分 | | 障害の級別 | |
|-------|-------------------------|-------------------|------------------------------|
| ア | 視覚障害 | 1級から3級までの各級及び4級の1 | |
| イ | 聴覚障害 | 2級及び3級 | |
| ウ | 平衡機能障害 | 3級及び5級 | |
| エ | 上肢不自由 | 1級及び2級 | |
| オ | 下肢不自由 | 1級から7級までの各級 | |
| カ | 体幹不自由 | 1級から3級までの各級及び5級 | |
| キ | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) |
| | | 移動機能 | 1級から7級までの各級 |
| ク | 心臓機能障害 | 1級、3級及び4級 | |
| ケ | じん臓機能障害 | 1級、3級及び4級 | |
| コ | 呼吸器機能障害 | 1級、3級及び4級 | |
| サ | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 1級、3級及び4級 | |
| シ | こうとう摘出による音声機能障害 | 3級 | |
| ス | 小腸の機能障害 | 1級、3級及び4級 | |
| セ | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から4級までの各級 | |
| ソ | 肝臓機能障害 | 1級から4級までの各級 | |

問 税務課 ☎ 内線253



歯の健康フェスタ2018 のぼそよ 健康寿命 歯みがきで

乳幼児から高齢者まで、無料の歯科健診が受けられます。

▶ **と き** 6月3日(日) 午後1時30分から

▶ **と ころ** 保健センター

▶ **主 催** 平塚歯科医師会大磯地区・大磯町

▶ **同時開催** 消防車に乗ってみよう、救急車の中を見てみよう、ゲーム、クイズ、Oisoレシピの試食

問 スポーツ健康課 ☎ 内線308



35・40・50・60・70歳の年齢の方へ 成人歯科健康診査のご案内

歯ぐきや歯と口腔内の健康状態は、健康と深く関わっており、健康で過ごすためにはこまめな手入れが大切です。対象の方には5月中に案内ハガキ(受診券)を送付します。(現在、歯科治療中の方は対象となりません)

▶ **実施期間** 6月1日(金)～平成31年2月28日(木)

▶ **受診方法**

大磯町医療機関一覧(歯科)

指定医療機関に直接予約のうえ、案内受診券を持参して、受診してください。町外医療機関を希望される方は、ご相談ください。

問 スポーツ健康課

☎ 内線308

| 名 称 | 電話番号 |
|------------|---------|
| 青い鳥歯科クリニック | 74-6480 |
| 有近歯科医院 | 61-6060 |
| 今井歯科医院 | 61-0190 |
| 加藤歯科診療所 | 61-3327 |
| 熊坂歯科医院 | 61-1101 |
| 郷土歯科医院 | 61-0648 |
| こだま歯科クリニック | 60-2111 |
| 小林歯科医院 | 71-0573 |
| 藤山歯科医院 | 73-4899 |
| 松本歯科医院 | 61-7750 |
| 箕島歯科医院 | 72-2814 |

| 第七期介護保険料段階 | | 負担割合 | 保険料年額 |
|------------|--|------|----------|
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税 生活保護受給者の方 老齢福祉年金を受けてる方 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 0.45 | 30,780円 |
| 第2段階 | 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方 | 0.75 | 51,300円 |
| 第3段階 | 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方 | 0.75 | 51,300円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税 世帯員のいずれかに住民税が課税されているが、本人は、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 0.9 | 61,560円 |
| 第5段階 | 世帯員のいずれかに住民税が課税されているが、本人は、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方 | 1 | 68,400円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 1.2 | 82,080円 |
| 第7段階 | 前年の合計所得金額が120万円以上で200万円未満の方 | 1.25 | 85,500円 |
| 第8段階 | 前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満の方 | 1.45 | 99,180円 |
| 第9段階 | 前年の合計所得金額が300万円以上で400万円未満の方 | 1.6 | 109,440円 |
| 第10段階 | 前年の合計所得金額が400万円以上で500万円未満の方 | 1.8 | 123,120円 |
| 第11段階 | 前年の合計所得金額が500万円以上で600万円未満の方 | 1.85 | 126,540円 |
| 第12段階 | 前年の合計所得金額が600万円以上で800万円未満の方 | 2 | 136,800円 |
| 第13段階 | 前年の合計所得金額が800万円以上の方 | 2.2 | 150,480円 |

介護保険制度が変わります!

介護保険料の見直し

介護保険制度は介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みで、平成12年に開始され、3年に1回、向こう3年間のサービス量などを見積もり、保険料が左表のとおり改定されます。

個別の保険料額については、6月中旬に郵送にて通知します。

介護保険料の納め方

特別徴収の方は、年金の受給額からの天引きとなります。普通徴収の方は、口座振替をご利用になるか、町から送付される納付書により、金融機関などで、お支払ください。

利用者負担割合の見直し

平成30年8月から現役並み所得を有する方が介護サービスを利用された場合の負担割合が、2割から3割に引き上げられます。

問 福祉課 ☎ 内線315